

二 第十五条第一項各号（第十号及び第十一号を除く。）及び第二項各号に掲げる業務のうち、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）第一条第二項に規定する石油及びエネルギー需給構造高度化対策に関する業務

三 第十五条第一項第十号に掲げる業務

四 （略）

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十八条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十五条第一項第三号、第五号、第九号（石油代替エネルギー法第十一条第一号及び第四号に係る部分に限る。）及び第十一号（福祉用具法第二十条第一号に係る部分に限る。）の規定により、機構が交付する補助金について準用する。この場合において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の事業年度」と読み替えるものとする。

二 第十五条各号（第十号及び第十一号を除く。）に掲げる業務のうち、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）第一条第二項に規定する石油及びエネルギー需給構造高度化対策に関する業務

三 第十五条第十号に掲げる業務

四 （略）

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十八条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十五条第三号、第五号、第九号（石油代替エネルギー法第十一条第一号及び第四号に係る部分に限る。）及び第十一号（福祉用具法第二十条第一号に係る部分に限る。）の規定により、機構が交付する補助金について準用する。この場合において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の事業年度」と読み替えるものとする。

第十九条 (略)

(国の債務負担)

第十九条の二 国が第十五条第二項に規定する業務について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降八箇年度以内とする。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第二十条 (略)

2 第十五条第二項に規定する業務に関する事項については、前項の規定にかかわらず、機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び環境大臣並びに経済産業省令・環境省令とする。

第二十一条～第二十四条 (略)

第五章 罰則

第二十五条～第二十七条 (略)

附則

(廃止)

第一条の二 第四条第二項、第十五条第二項、第十九条の二及び

第十九条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第二十条 (略)

第二十一条～第二十四条 (略)

第五章 罰則

第二十五条～第二十七条 (略)

附則

第二十条第二項の規定は、平成二十八年三月三十一日までに廃止するものとする。

(探鉱貸付経過業務)

第六条 (略)

2 前項の規定により機構が探鉱貸付経過業務を行う場合には、第十六条第一項及び第四項中「前条第一項第十二号に掲げる業務」とあるのは「前条第一項第十二号に掲げる業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」と、第十七条第二号中「第十五条第一項各号（第十号及び第十一号を除く。）及び第二項各号に掲げる業務」とあるのは「第十五条第一項各号（第十号及び第十一号を除く。）及び第二項各号に掲げる業務並びに附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」と、第十九条第一項中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する探鉱貸付経過業務」と、第二十七条第一号中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務並びに附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」とする。

(鉱工業承継業務)

第九条 (略)

2 5 (略)

6 第二項及び第三項の規定により機構が業務を行う場合には、第十六条第一項中「前条第一項第十二号に掲げる業務の一部」とあるのは「前条第一項第十二号に掲げる業務の一部並びに附則第九条第二項及び第三項に規定する業務の全部又は一部」と

(探鉱貸付経過業務)

第六条 (略)

2 前項の規定により機構が探鉱貸付経過業務を行う場合には、第十六条第一項及び第四項中「前条第十二号に掲げる業務」とあるのは「前条第十二号に掲げる業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」と、第十七条第二号中「第十五条各号（第十号及び第十一号を除く。）に掲げる業務」とあるのは「第十五条各号（第十号及び第十一号を除く。）に掲げる業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」と、第十九条第一項中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する探鉱貸付経過業務」と、第二十七条第一号中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務並びに附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」とする。

(鉱工業承継業務)

第九条 (略)

2 5 (略)

6 第二項及び第三項の規定により機構が業務を行う場合には、第十六条第一項中「前条第十二号に掲げる業務の一部」とあるのは「前条第十二号に掲げる業務の一部並びに附則第九条第二項及び第三項に規定する業務の全部又は一部」と、第十六条第

、第十六条第四項中「前条第一項第十二号に掲げる業務」とあるのは「前条第一項第十二号に掲げる業務並びに附則第九条第二項及び第三項に規定する業務」とする。

(石炭経過業務)

第十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により機構が石炭経過業務を行う場合には、第十六条第一項中「前条第一項第十二号に掲げる業務」とあるのは「前条第一項第十二号に掲げる業務及び附則第十二条第一項に規定する石炭経過業務（石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号。以下「整備法」という。）附則第五条第一項及び第三項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七号。以下「旧賠償法」という。）第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に限る。）」と、第十六条第四項中「前条第一項第十二号に掲げる業務」とあるのは「前条第一項第十二号に掲げる業務及び附則第十二条第一項に規定する石炭経過業務（整備法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法（昭和三十年法律第一百五十六号。以下「旧構造調整法」という。）第三十六条の十九第一項に規定する求償権の行使の業務並びに整備法附則第五条第一項及び第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法第十二条第一項第一

四項中「前条第十二号に掲げる業務」とあるのは「前条第十二号に掲げる業務並びに附則第九条第二項及び第三項に規定する業務」とする。

(石炭経過業務)

第十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により機構が石炭経過業務を行う場合には、第十六条第一項中「前条第十二号に掲げる業務」とあるのは「前条第十二号に掲げる業務及び附則第十二条第一項に規定する石炭経過業務（石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号。以下「整備法」という。）附則第五条第一項及び第三項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七号。以下「旧賠償法」という。）第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に限る。）」と、第十六条第四項中「前条第十二号に掲げる業務」とあるのは「前条第十二号に掲げる業務及び附則第十二条第一項に規定する石炭経過業務（整備法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法（昭和三十年法律第一百五十六号。以下「旧構造調整法」という。）第三十六条の十九第一項に規定する求償権の行使の業務並びに整備法附則第五条第一項及び第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる

号から第三号までに掲げる業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に限る。」と、「受託金融機関等に対し」とあるのは「受託金融機関等若しくは整備法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧構造調整法第三十六条の十九第一項の規定により業務の委託を受けた銀行（以下「受託銀行」という。）に対し」と、「受託金融機関等」とあるのは「受託金融機関等若しくは受託銀行の」と、第十八条中「第十一号（福祉用具法第二十号第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「第十一号（福祉用具法第二十号第一号に係る部分に限る。）並びに附則第十二条第一項（整備法附則第五条第五項の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法第十二条第一項第五号に係る部分に限る。）」と、第二十六条中「受託金融機関等」とあるのは「受託金融機関等又は受託銀行」と、第二十七条第一号中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務並びに附則第十二条第一項に規定する石炭経過業務」と、通則法第五十条中「及びこれに基づく政令」とあるのは「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号。以下「整備法」という。）第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法（昭和三十年法律第五十六号。整備法附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる部分に限る。）及び整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七号。整備法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる部分に限る。）並びにこれらに基づく命令」とする。

業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に限る。」と「受託金融機関等に対し」とあるのは「受託金融機関等若しくは整備法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧構造調整法第三十六条の十九第一項の規定により業務の委託を受けた銀行（以下「受託銀行」という。）に対し」と、「受託金融機関等」とあるのは「受託金融機関等若しくは受託銀行の」と、第十八条中「第十一号（福祉用具法第二十号第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「第十一号（福祉用具法第二十号第一号に係る部分に限る。）並びに附則第十二条第一項（整備法附則第五条第五項の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法第十二条第一項第五号に係る部分に限る。）」と、第二十六条中「受託金融機関等」とあるのは「受託金融機関等又は受託銀行」と、第二十七条第一号中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務並びに附則第十二条第一項に規定する石炭経過業務」と、通則法第五十条中「及びこれに基づく政令」とあるのは「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号。以下「整備法」という。）第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法（昭和三十年法律第五十六号。整備法附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる部分に限る。）及び整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七号。整備法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる部分に限る。）並びにこれらに基づく命令」とする。

(特定事業活動等促進業務)

第十四条 (略)

- 2 前項の規定により機構が特定事業活動等促進業務を行う場合には、第十六条第一項及び第四項中「前条第一項第十二号に掲げる業務」とあるのは「前条第一項第十二号に掲げる業務及び附則第十四条第一項に規定する特定事業活動等促進業務」と、第十七条第二号中「第十五条第一項各号（第十号及び第十一号を除く。）及び第二項各号に掲げる業務」とあるのは「第十五条第一項各号（第十号及び第十一号を除く。）及び第二項各号に掲げる業務並びに附則第十四条第一項に規定する特定事業活動等促進業務」と、第十八条中「機構が交付する補助金」とあるのは「機構が交付する補助金並びに附則第十四条第一項（特定事業活動促進法第十条第二号に係る部分に限る。）の規定により機構が支給する利子補給金」と、第十九条第一項中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務及び附則第十四条第一項に規定する特定事業活動等促進業務」と、第二十七条第一号中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務並びに附則第十四条第一項に規定する特定事業活動等促進業務」とする。

(特定事業活動等促進経過業務)

第十五条 (略)

2 (略)

- 3 第一項の規定により機構が特定事業活動等促進経過業務を行う場合には、第十六条第一項及び第四項中「前条第一項第十二号に掲げる業務」とあるのは「前条第一項第十二号に掲げる業

(特定事業活動等促進業務)

第十四条 (略)

- 2 前項の規定により機構が特定事業活動等促進業務を行う場合には、第十六条第一項及び第四項中「前条第十二号に掲げる業務」とあるのは「前条第十二号に掲げる業務及び附則第十四条第一項に規定する特定事業活動等促進業務」と、第十七条第二号中「第十五条各号（第十号及び第十一号を除く。）に掲げる業務」とあるのは「第十五条各号（第十号及び第十一号を除く。）に掲げる業務及び附則第十四条第一項に規定する特定事業活動等促進業務」と、第十八条中「機構が交付する補助金」とあるのは「機構が交付する補助金並びに附則第十四条第一項（特定事業活動促進法第十条第二号に係る部分に限る。）の規定により機構が支給する利子補給金」と、第十九条第一項中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務及び附則第十四条第一項に規定する特定事業活動等促進業務」と、第二十七条第一号中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務並びに附則第十四条第一項に規定する特定事業活動等促進業務」とする。

(特定事業活動等促進経過業務)

第十五条 (略)

2 (略)

- 3 第一項の規定により機構が特定事業活動等促進経過業務を行う場合には、第十六条第一項及び第四項中「前条第十二号に掲げる業務」とあるのは「前条第十二号に掲げる業務及び附則第

務及び附則第十五条第一項に規定する特定事業活動等促進経過業務」と、第十七条第二号中「第十五条第一項各号（第十号及び第十一号を除く。）及び第二項各号に掲げる業務」とあるのは「第十五条第一項各号（第十号及び第十一号を除く。）及び第二項各号に掲げる業務並びに附則第十五条第一項に規定する特定事業活動等促進経過業務」と、第十九条第一項中「それぞれの勘定」とあるのは「それぞれの勘定並びに附則第十五条第二項に規定する特定事業活動等促進経過勘定」と、「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務及び附則第十五条第一項に規定する特定事業活動等促進経過業務」と、第二十七条第一号中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務並びに附則第十五条第一項に規定する特定事業活動等促進経過業務」とする。

第十五条第一項に規定する特定事業活動等促進経過業務」と、第十七条第二号中「第十五条各号（第十号及び第十一号を除く。）に掲げる業務」とあるのは「第十五条各号（第十号及び第十一号を除く。）に掲げる業務及び附則第十五条第一項に規定する特定事業活動等促進経過業務」と、第十九条第一項中「それぞれの勘定」とあるのは「それぞれの勘定並びに附則第十五条第二項に規定する特定事業活動等促進経過勘定」と、「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務及び附則第十五条第一項に規定する特定事業活動等促進経過業務」と、第二十七条第一号中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務並びに附則第十五条第一項に規定する特定事業活動等促進経過業務」とする。

改正案	現行
（設置） 第一条（略） 2 この法律において「石油及びエネルギー需給構造高度化対策」とは、石油及び可燃性天然ガスの安定的かつ低廉な供給の確保を図ること並びに内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることにかんがみ講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。 一（略） 二 石油及び可燃性天然ガス資源の開発の促進並びに石油の備蓄の増強のためにとられる施策並びに石油の生産及び流通の合理化、エネルギーで石油に代替するものとして政令で定めるもの（以下「石油代替エネルギー」という。）の開発及び利用（発電のための政令で定める石油代替エネルギーの開発及び利用を除く。以下この号において同じ。）の促進並びにエネルギーの使用の合理化の促進のためにとられる施策であつて経済産業大臣が行うもの並びに内外におけるエネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制（石油代替エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの使用の合理化により行うものに限り、かつ、海外で行う場合にあつては我が国のエネルギーの利	（設置） 第一条（略） 2 この法律において「石油及びエネルギー需給構造高度化対策」とは、石油及び可燃性天然ガスの安定的かつ低廉な供給の確保を図ること並びに内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることにかんがみ講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。 一（略） 二 石油及び可燃性天然ガス資源の開発の促進並びに石油の備蓄の増強のためにとられる施策並びに石油の生産及び流通の合理化、エネルギーで石油に代替するものとして政令で定めるもの（以下「石油代替エネルギー」という。）の開発及び利用（発電のための政令で定める石油代替エネルギーの開発及び利用を除く。以下この号において同じ。）の促進並びにエネルギーの使用の合理化の促進のためにとられる施策であつて経済産業大臣が行うもの並びに内外におけるエネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制（石油代替エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの使用の合理化により行うものに限り、かつ、海外で行う場合にあつては我が国のエネルギーの利

用の制約の緩和に資するものに限る。）のためにとられる施策であつて経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの

イ (略)

ロ 石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第六十二号）に基づき、又は予算の範囲内において行う補助（交付金、補給金、補償金その他の給付金の交付を含む。以下この号及び次号において同じ。）で次の事業に係るもの

(1)・(2) (略)

ハト (略)

チ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）第十五条第一項第一号、第四号及び第五号並びに石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十一条第一号、第四号及び第五号の規定に基づき行う事業に係る補助

リール (略)

三 我が国のエネルギーの利用に対する著しい制約を回避しつつ気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条の規定に基づく約束を履行するためにとられる施策（京都議定書第六条1に規定する排出削減単位の取得、京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量の取得及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引への参加に係るものに限る。）で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、独立行

用の制約の緩和に資するものに限る。）のためにとられる施策であつて経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの

イ (略)

ロ 石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第六十二号）に基づき、又は予算の範囲内において行う補助（交付金、補給金、補償金その他の給付金の交付を含む。以下この号において同じ。）で次の事業に係るもの

(1)・(2) (略)

ハト (略)

チ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）第十五条第一号、第四号及び第五号並びに石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十一条第一号、第四号及び第五号の規定に基づき行う事業に係る補助

リール (略)

政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第二項の規定に基づき行う事業に係る補助

四 前三号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置で政令に定めるもの（以下「石油及びエネルギー需給構造高度化対策に係る附帯事務等に関する措置」という。）

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、次に掲げる収入及び附属諸費をもつて、その歳入とする。

一 六 （略）

七 石油及び可燃性天然ガス資源開発法第十九条第一項の規定による納付金であつて、この会計から支出した補助金（交付金、補給金、補償金その他の給付金を含む。次項第四号及び第五号の二において同じ。）に係るもの。

八 （略）

2 この会計においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて、その歳出とする。

一 五 （略）

五の二 第一条第二項第三号の補助金

六 十 （略）

附 則

29 第一条第二項第三号及び第三条第二項第五号の二の規定は、平成二十八年三月三十一日までに廃止するものとする。

三 前二号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置で政令に定めるもの（以下「石油及びエネルギー需給構造高度化対策に係る附帯事務等に関する措置」という。）

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、次に掲げる収入及び附属諸費をもつて、その歳入とする。

一 六 （略）

七 石油及び可燃性天然ガス資源開発法第十九条第一項の規定による納付金であつて、この会計から支出した補助金（交付金、補給金、補償金その他の給付金を含む。次項第四号において同じ。）に係るもの。

八 （略）

2 この会計においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて、その歳出とする。

一 五 （略）

六 十 （略）

附 則

改正案	現行
（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例） 第三百四十九条の三（略） 22 38（略） 21 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が所有し、かつ、直接独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）第十五条第一号若しくは第二号又は基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第十一条第一号に規定する業務の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該償却資産の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該償却資産の価格の三分の二の額とする。	（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例） 第三百四十九条の三（略） 22 38（略） 21 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が所有し、かつ、直接独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）第十五条第一号若しくは第二号又は基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第十一条第一号に規定する業務の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該償却資産の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該償却資産の価格の三分の二の額とする。